

調達要求番号：5KXT1AA0004

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
システム防護課程（サイバー共通教育） 部外委託教育	仕 様 書 番 号	
	作 成	令和7年3月 日
	変 更	
	作成部隊等名	システム通信・サイバー 学校サイバー教育部 サイバー教官室

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊システム通信・サイバー学校におけるシステム防護課程（サイバー共通教育）の最新技術教育（以下、「本教育」という。）に係る役務について必要事項を規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語の定義は、次によるほか、引用文書による。

1.2.1 学生

本役務で実施する最新技術教育を受ける教育対象の者をいう。

1.2.2 講師

学生に対し講義や解説を実施する者をいう。

1.2.3 チームビルディング

各自のスキルや能力・経験を最大限に発揮し、目標を達成できるチームを作り上げていくための手法をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約締結後、当該文書に改正があった場合は、その適用について別途協議するものとする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

1.3.2 関連文書

a) 法令等

防衛省の情報保証に関する訓令 [防衛省訓令第160号（19.9.20）]

陸上自衛隊の情報保証に関する達 [陸上自衛隊達第61-8号（19.12.17）]

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）

[防運情第9248号（19.9.20）]

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号（令和4年3月31日）〕

2 業務に関する要求

2.1 役務内容

陸上自衛隊システム通信・サイバー学校サイバー教育部サイバー教官室（以下、「教官室」という。）におけるシステム防護課程入校学生等に対して、前期のシステム防護実習を実施するものとする。なお、システム防護実習においては自衛隊が実施するサイバー作戦を理解することを前提とする。

2.2 一般的要求事項

- a) 実習に先立ち予習を行うものとする。予習は、官側が陸上自衛隊久里浜駐屯地に準備する端末からインターネットを利用して実施できるものとし、契約相手方は、コンテンツにアクセスできる環境を準備するものとする。
- b) 実習は、契約相手方が準備する端末と環境及び施設にて実施するものとする。
- c) 契約相手方は、教育を実施後改善事項等を官側と調整の上、取りまとめ、4 項提出資料に示す教育成果報告書を官側へ提出する。

2.2.1 全般

a) 教育実施計画書の作成

- 1) 契約相手方は、契約後速やかに教育実施体制、教育の実施計画等を記載した教育実施計画書を作成し、官側に提出するものとする。
- 2) 教育実施計画書には、本教育の実施体制（講師の略歴等を含む。）及び工程等を含むものとする。
- 3) 教育実施計画書に変更が必要な場合は、本教育全体に対する影響を調査し、官側に報告するとともに、官側と調整の上、変更を行うものとする。

b) 環境構築

- 1) 契約相手方は、2.3 項に示す予習を実施するために必要な環境をインターネット上に構築（以下、「予習環境」という。）するものとする。
- 2) 契約相手方は、2.4 項に示す教育を実施するために必要な、端末、サーバ、ネットワーク環境及び実通信を伴う実習環境（以下、「実習環境」という。）を構築するものとする。
- 3) 契約相手方は、役務を実施する際に学生が実習環境を利用できるように準備するものとする。
- 4) 契約相手方は、役務の終了後した際に、実習環境を撤収するものとする。

c) 教育資料及び実習シナリオの作成

- 1) 契約相手方は、2.4 項に示す内容を教育するために必要なテキスト及びマニュアル等の資料を作成するものとする。
- 2) 契約相手方は、2.2.6 項に示す実習シナリオを作成し、官側が確認した後、官側に提出するものとする。なお、内容の細部は、官側との調整によるものとする。

d) 講義, 実習の統制及び解説

- 1) 契約相手方は, 2.4 項に定める内容を学生に教育するために, 対面での講義を実施するものとする。
- 2) 契約相手方は, 2.4 項に定める実習において, 実習環境の維持管理, 対面での実習の統制及び実習後の解説を実施するものとする。
- 3) 契約相手方は, 2.4.2 項に定める前段実習及び2.4.3 項に定める後段実習において, チームビルディングを用いた実習を実施するものとする。
- 4) 契約相手方は, 2.4.3 項に定める後段実習において, 9名 (基準) の学生に対し1名を基準として講師 (ファシリテーター) を配置するものとする。
- 5) 契約相手方は, 2.4.3 項に定める後段実習において, 必要に応じて官側の要員がファシリテーターを実施する場合は事前に必要な教育を実施するものとする。

2.2.2 実施時期

下記1回を実習期間は次による。また, 実習に先立ち, 予習期間を設けるものとする。細部日程は官側との調整による。

a) 予習期間

実習開始日の1ヶ月前から実習開始日までの間の5日間 (基準)

b) システム防護実習

令和7年7月下旬から8月上旬の10日間 (内, 準備1日, 実習8日, 撤収1日)

2.2.3 輸送

契約相手方は, 実習期間において, 陸上自衛隊久里浜駐屯地と実習実施場所との間において受講者を輸送するものとする。細部は官側と調整するものとする。

2.2.4 教育対象

75名 (基準)

2.2.5 実習実施場所

契約相手方は, 陸上自衛隊久里浜駐屯地正門から直線距離で5km以内に位置し, 駐車場を有する施設を実習の会場として準備するものとする。当該会場は, 輸送に際して路上停車を伴わず安全に乗降できる場所とする。会場には, 実習環境のほか昼食時の休憩場所, トイレ等の施設を備えるものとする。

2.2.6 予習及び実習環境

- a) 予習期間に使用する環境は, 次によるものとする。
 - 1) 端末については, 官側で用意するものとする。
 - 2) インターネット回線については, 官側で用意するものとする。
- b) 実習期間に使用する環境は, 次によるものとする。
 - 1) 学生1人1台の実習環境を利用するための端末 (以下, 「実習用端末」という。) を利用できること。
 - 2) 実習用端末は, WindowsOSによる操作ができること。
 - 3) 実習班内の情報及びデータ共有のため, チャット等のコミュニケーションサービスが利用できること。

- 4) コミュニケーションサービスで利用する器材（ヘッドセット及びカメラ等）は、契約相手方で準備するものとする。
- 5) 講師等は、実習の進捗状況をリアルタイムに把握でき、進捗状況や実施場所の状況に応じて、チャット、TV会議システム等のコミュニケーションサービスを用いて指示等を与えられるものとする。
- 6) 契約相手方は、実習環境を安定的に維持できるものとする。

2.2.7 実習シナリオ

実習シナリオは、2.4.3 項に定める後段実習において自衛隊が実施するサイバー作戦の考え方を前提とした事案の検知から対処、報告までのインシデント対応を基準としたサイバー攻撃等に対する事案対処の流れを体験しながら学習することができるものとし、細部は官側との調整による。実習シナリオは、以下の資料を含むものとし、日々の振り返りを実施するものとする（学生間及び学生と講師間）。

a) 実習シナリオ

- 1) 概要版（シナリオの概要、彼我の行動等を含む。）
- 2) 詳細版（前項概要版を具体化したものを含む。）

b) 実習進行表

2.3 予習内容

- a) 2.4.1 項に定める実習項目に関する問題で構成するものとし、細部は官側との調整による。
- b) 契約相手方は、問題を予習環境に準備するものとする。
- c) 問題は、記述式とする。
- d) 契約相手方は、予習期間終了後、回答及び解説を学生全員が確認できるよう準備するものとする。確認方式については官側との調整によるものとする。
- e) 契約相手方は、問題の解答結果について分析を行い、官側に個人評価レポートとして提出するものとする。

2.4 実習内容

実習内容は官側と調整の上、2.4.1 項に定める内容を含み、2.4.2 項及び2.4.3 項に定める要領で構成するものとする。また、教育水準は、IPA（情報処理推進機構）の定めるITスキルレベル標準のレベル3程度とする。

2.4.1 実習項目

a) ペネトレーション技術（基準）

脆弱性調査、脆弱性悪用攻撃及びエクスプロイトキットによる模擬攻撃とする。

b) ログ解析（基準）

- 1) OS、ネットワーク器材及びセキュリティ機器等のログデータから、不正な動作及び攻撃等の記録の解析とする。
- 2) Splunkツールを使用したログ分析を基準とする。

c) フォレンジック（基準）

HDD, メモリ解析等, 2.4.3 項に定める後段実習で必要な知識を習得するための解析とする。

d) インシデント対応（基準）

ゼロトラストの概念を前提にした上で, インシデント対応を基準とした, 検知から対処及び報告までのシナリオ実習とする。

2.4.2 前段実習

- a) 2.2.2 項で示した実習 8 日間のうち前半の 3 日間とする。
- b) 最新のサイバー攻撃, 脅威動向, ペネトレーション技術, ログ解析, フォレンジック, を主体とした実習及び 2.4.3 項に定める後段実習を実施するために必要な知識や技術, チームビルディング要領の確認を含む実習を実施するものとする。

2.4.3 後段実習

- a) 2.2.2 項で示した実習 8 日間のうち後半の 5 日間とする。
- b) 9 名（基準）で班を編成し, 2.2.6 項に定める実習シナリオに基づきチームビルディングで実習を実施するものとする。
- c) 後段実習は, シナリオに基づく簡易的な解析を要する事象に対する一連の事案対処行動実習を 1 日, シナリオに基づく高度な解析を要する事象に対する一連の事案対処行動実習を 4 日間基準で実施することとし, 細部は官側との調整によるものとする。

2.5 実施体制**2.5.1 実施体制**

契約相手方は, 本役務の実施に当たって次の体制を確保し, これを変更する場合には, 事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下, 「個人従事者」という。）であること。
- b) 契約相手方は, ISO/IEC 27001（ISMS）を取得していること。
- c) 契約相手方は, 日本語で資料の作成及び教育が実施できることとする。
- d) 契約相手方は, 下記要素を含んだ情報セキュリティ対策支援を提供可能な体制を持っていること。
 - 1) 脆弱性診断
 - 2) デジタルフォレンジック
 - 3) インシデント対応支援
- e) 契約相手方は, 官公庁等向けのセキュリティトレーニングを, 過去 3 年以内に 10 回以上実施した経験を有していること。
- f) 契約相手方は, サイバーセキュリティに関する国際的機関における役務等の実施または国際的競技会において顕著な高成績を修めた実績を有していること。
- g) 個人従事者は, 情報セキュリティ及びサイバーセキュリティの情勢や技術動向について十分な知識と経験を有していること。

- h) 個人従事者は、教育実施体制に以下の資格を有する者を1名以上含むこと。
 なお同一人がすべての資格を有することを求めるものではない。
- 1) CISSP (Certified Information System Security Professional)
 - 2) 情報処理安全確保支援士 (RISS) 研修の認定講師
 - 3) GPEN (SANS GIAC Certified Penetration Tester) 又は同等の資格
 - 4) GXPN (SANS GIAC Exploit Researcher and Advanced Penetration Tester) 又は同等の資格
 - 5) GREM (SANS GIAC Reverse Engineering Malware Certification) 又は同等の資格
 - 6) GCFA (SANS GIAC Certified Forensic Analyst) 又は同等の資格
- i) 個人従事者は、技能公募予備自衛官 (システム防護 (甲)) を1名以上含むこと。

3 情報保証及び秘密保全

- 3.1 契約相手方は、本契約の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外での利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。
- 3.2 契約相手方は、役務作業で生じた各種資料等については、部外での利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。
- 3.3 契約相手方の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて契約相手方が負担することとする。
- 3.4 この項目については、契約期間の終了後においても同様とする。

4 提出資料

提出資料は表によるものとし、提出前に官側の確認を受けるものとする。

表 提出資料

番号	提出資料	提出方式	数量	提出時期	提出先
1	実施計画書	電子媒体	1部	契約後, 速やかに	教官室
2	実施体制表				
3	実習シナリオ (概要版)		1部	教育開始前までに (14日前基準)	
4	実習シナリオ (詳細版)				
5	テキスト				
6	マニュアル				
7	教育成果報告書				
8	個人評価レポート※		1部	本教育終了後, 速やかに	
9	実施完了報告書				

※ 個人名は表記せず、一連番号にて記載するものとする。

5 その他

5.1 官側における支援

契約相手方は、官側の支援を必要とする場合、官側と協議の上、次の支援を受けることができる。

- a) 役務に必要な官側資料等の貸与又は閲覧等
- b) 役務に必要な官側施設及び機器の使用
- c) 役務に必要な官側の人員による支援
- d) その他官側が必要と認めたもの

5.2 仕様書に関する疑義

契約相手方は、この仕様書の内容に関し疑義を生じた場合は、速やかに契約担当官等に対し疑義の解決又は意見の調整を得るものとする。

5.3 制限事項

教育の内容、実施要領及び教育状況等の情報共有に関しては、下請業者を含む関係者のみに限定するものとする。